5 許可申請手数料と許可期間 (第46条第1項、条例別表)

区 分			単 位	金 額	許可期間の上限
貼り紙			50枚	500円	1月
貼り札			1枚	300円	1年
建築物の壁面を利用し て懸垂装置により掲出 するもの	照明装置のないもの		1張	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその 超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)	- 1年
	照明装置のあるもの		1張	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にそ の超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)	
電柱又は街灯柱を利用するもの			1枚	300円	3年
電車、自動車等の外面を利用するもの			1台	800円	1年
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板	照明装置のないもの		1基	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその 超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)	- 3年
	照明装置のあるもの		1基	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその 超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)	
アーチ	照明装置のないもの		1基	6,000円	3年
	照明装置のあるもの		1基	9,000円	
アドバルーン	照明装置のないもの		1個	1,000円	- 1月
	照明装置のあるもの		1個	1,500円	
立看板			1基	300円	3月
のぼり旗			1本	300円	3月
広告幕	表示面が固定されていないもの		1張	300円	3月
	表 示 面 が 固 定 さ れ ているもの	照明装置のないもの	1張	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその 超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)	- 3年
		照明装置のあるもの	1張	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその 超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)	
標識柱を利用するもの			1枚	300円	3年